

茅ヶ崎市・寒川町の広域連携に関する基本的な考え方

平成25年8月

茅ヶ崎市・寒川町

1 茅ヶ崎市・寒川町の広域連携の必要性・意義

社会を取り巻く環境は複雑化・高度化しており、基礎自治体が行う事務の内容も同様に変化しています。特に行政区域を越えた行政需要は、単独の市町では解決しがたい問題となっています。また、現下の日本経済の低迷は地域経済にも波及し、各自治体は厳しい財政状況に直面しています。今後も、高度経済成長時代のような右肩上がりの成長は期待できず、身の丈にあった財政運営が求められています。

このような状況の中、平成22年6月に閣議決定された地域主権戦略大綱では、「住民に身近な行政は、できる限り地方公共団体にゆだねることを基本」としたうえで、「住民により身近な基礎自治体を重視し、基礎自治体を地域における行政の中心的な役割を担うものと位置付ける」との考えのもと、一括法の施行によって基礎自治体である市町村への権限移譲や条例制定権の拡大等権能の強化が図られ、地方分権改革の動きはさらに加速しています。

地域の実情にあった自主的・自立的な行財政運営が行える環境整備も進みつつある中で、限られた行財政基盤の中で住民ニーズにしっかりと対応しつつ事務の効率化を図っていくためには、単独の自治体で行うのではなく、複数の自治体で広域連携を推進していく必要があります。

茅ヶ崎市と寒川町（「1市1町」という。以下同じ）は、住民の通勤や通学、経済活動、住民活動等が同一の圏域としてまとまっているため地域的な結びつきが強く、これまでも官民間わず様々な広域連携・交流が行われてきました。

このような状況を踏まえ、1市1町は平成元年12月6日に締結された広域連携に関する協定書（p.10）に基づき、広域連携の取組を充実強化してまいりました。この取組のさらなる推進のため、平成24年11月に「茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議」（「検討会議」という。以下同じ）を設置し、住民サービスの向上、事務の効率化及び相互の組織強化を目指した1市1町の広域連携の具体的な取組テーマについて今後検討していきます。

2 茅ヶ崎市・寒川町のこれまでの広域連携の取組

1市1町では主に次の取組を実施しています。

・し尿処理に関する事務

茅ヶ崎市が寒川町にし尿処理に関する事務の管理及び執行を委託している。平成5年4月1日に「寒川町と茅ヶ崎市とのし尿処理に関する事務の委託に関する規約」を締結。し尿の処理及び施設の維持管理に要する費用の負担割合については、費用の総額の20%に相当する部分は2分の1ずつ、費用の総額の80%に相当する部分は収集実績量の割合としている。

・火葬に関する事務

寒川町が茅ヶ崎市に事務の管理及び執行を委託している。平成6年4月1日に「茅ヶ崎市と寒川町との火葬に関する事務の委託に関する規約」を締結。寒川町分の経費については茅ヶ崎市に交付している。

・可燃ごみ処理に関する事務

寒川町が茅ヶ崎市に可燃ごみの処理に関する事務の管理及び執行を委託している。平成14年10月1日に「茅ヶ崎市と寒川町とのごみ処理に関する事務の事務委託に関する規約」を締結。寒川町分の経費については茅ヶ崎市に交付している。

・消費生活センターの相互利用（消費生活相談・多重債務法律相談）

消費生活相談については、両市町の住民がお互いの相談窓口を利用できるように平成17年8月23日に事務協定を締結。費用の負担については、経費総額を相談件数1件あたりに割り返し、その数値に構成市町それぞれの相談件数をかけて算出している。

また、茅ヶ崎市が開設している多重債務法律相談について、平成20年4月1日に協定を締結し、寒川町の住民も利用可能となり、その相談件数分の経費は寒川町が茅ヶ崎市に交付している。

・消防指令業務の共同運用の取組

1市1町の消防力の強化及び財政的な負担を軽減するため消防指令業務の共同運用に向けた取組として、平成25年4月1日に1市1町で「茅ヶ崎市・寒川町の消防指令業務の事務委託に関する協議書」に調印した。平成25年度には消防救急無線デジタル化の実施設計、平成26年度には基地局や移動局の整備、指令システム整備を順次行い、その後の共同運用を目指し取り組んでいる。

・資源物処理に関する事務 ※藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町の2市1町の枠組みで協議

藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町の2市1町で湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画を平成20年3月に策定し、寒川町と茅ヶ崎市の共同処理場として寒川広域リサイクルセンターが整備され平成24年4月より稼働。施設の管理運営に要する費用の負担割合について、人件費については人口の割合、その他の費用については処理実績量の割合としている。



寒川広域リサイクルセンター

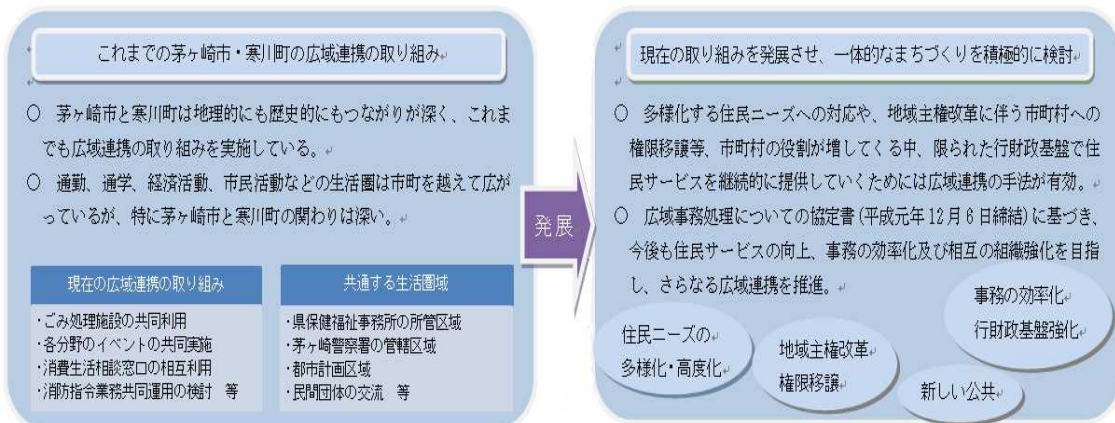
3 湘南広域都市行政協議会の取組とのすみ分け

地方分権に関する国の動向に対応して、神奈川県では平成 23 年度に「市町村の広域連携の推進に向けた基本的な考え方」の策定をするとともに、平成 24 年度には新たな補助金を創設するなど県内市町村への広域連携の取組への支援を明確化しており、今後も市町村の広域連携の取組への環境整備がされることが期待できます。

藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町の 2 市 1 町では、昭和 37（1962）年 4 月に任意協議会として「湘南広域都市行政協議会」を設立し様々な活動を行ってきました。

平成 22 年（2010）4 月には協議会運営基盤の強化を図るため地方自治法に基づく法定協議会を設立しました。協議会では 2 市 1 町の圏域（総人口約 70 万人）という規模を十分に活かし、「湘南パスポートセンター（藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町）の設置」や「湘南東部医療圏域での看護師確保対策」「地球温暖化防止に向けた湘南エコウェーブ活動」など県の施策との連携を中心とした取組を行っており、今後もこうした取組を推進していきます。

一方、1 市 1 町では、より身近な地域の結びつきから医療分野や教育分野、経済分野等の枠組や、都市計画区域や警察の管轄という行政の枠組みに見られるように活動単位が同一であるという点が挙げられます。このことは、様々な分野で 1 市 1 町の広域連携の取組の可能性が十分あることを示しています。今後は 1 市 1 町の既存の取組を充実強化させるとともに、新たな広域連携施策の実施に向けた取組を推進していきます。



4 1市1町の広域連携で目指す姿及び期待される効果

前述のとおり、国及び県が示す市町村の広域連携に関する方向性を踏まえ、1市1町の地域的な結びつきの強さを活かした広域連携の取組を通じて、厳しい財政状況の中でも自立可能な行財政運営の実現を図り、住民の福祉の向上を目指します。

この目指す姿を実現するため、住民サービスの向上、事務の効率化及び相互の組織強化の3つの目的を柱に据えて、各目的にかなう具体的な広域連携施策に取り組んでいきます。

◆ 3つの柱及び期待される効果

住民サービスの向上

- ・住民の参加機会の拡大
- ・住民の費用負担の軽減 等

事務の効率化

- ・事務手続きの簡素化・短縮化
- ・経費の削減 等

市町相互の組織強化

- ・広域的課題への迅速な対応
- ・多様な住民ニーズへの対応 等

1市1町の住民が得られる直接的なメリットとしては、イベントや講座等の相互利用が進めば、参加機会の拡大につながり1市1町の団体や個人の様々な活動の輪が広がります。また、共同実施によるスケールメリットを活かした参加者の費用負担軽減が挙げられます。さらには、1市1町の各業界団体と行政とが円滑に連携することによって様々な事業展開が期待できます。

一方、行政内部においては、事務や事業の共同実施によって事務の効率化や経費節減が進めば財源の捻出も期待でき、こうした財源を住民サービスの向上を目指した他の施策に充てることも可能となってきます。

また、それぞれの市町の枠では収まらない広域的な課題への対応、多様化・高度化する住民ニーズへの対応のためには、市町職員の人材の育成や市役所・町役場の組織の見直しを含めた組織強化が必要です。こうした組織強化の取組は、住民が抱えるニーズに対して一番身近なそれぞれの市町が応えられることにつながります。

これら3つの柱の取組は相互に関連しており、一体的に実施することによって相乗的な効果を生み出します。

5 広域連携の実施に向けた取組の進め方

1市1町の広域連携の取組テーマは、「4」で示した「住民サービスの向上」、「事務の効率化」及び「相互の組織強化」の実現に結びつくものとし、取組テーマ設定にあたっては、次に示す手順に沿って実施します。

5-1 取り組みテーマの設定及び推進計画書の作成について

① 調査研究項目のリストアップ

取組テーマの候補となる調査研究項目を職員提案や事務事業評価・業務棚卸評価の活用、政策提案研修の実施等を通じて抽出します。

② 目的による分類

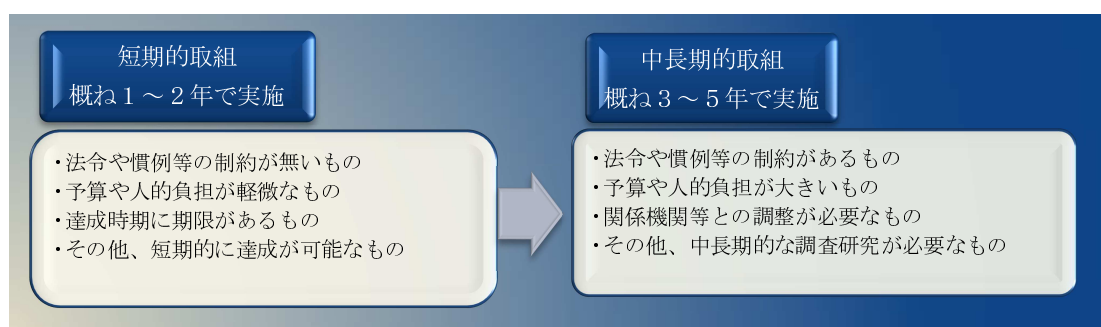
調査研究項目を「住民サービスの向上」、「事務の効率化」、「相互の組織強化」（3つの柱）に応じて分類を行います。

3つの柱	説明	調査研究項目の概要※
住民サービスの向上	各種講座（ソフト面）や施設（ハード面）の相互利用、イベント等の共同実施を通じて、1市1町の住民の利便性やサービスの向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習分野での連携 ・教育分野での連携 ・施設等の共同整備 等
事務の効率化	内部事務の共同処理による経費節減や事務の効率化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・職員福利厚生事業の共同運営 ・歳入確保策の検討 等
相互の組織強化	職員の人材育成や行政組織（執行機関）の見直しを通じた市町相互の組織強化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の人事交流 ・機関の共同設置 等

※「調査研究項目の概要」に記載の各項目は一例であり、今後課題等を整理したうえで取組テーマとしての可否を精査していきます。

③ 達成時期による分類

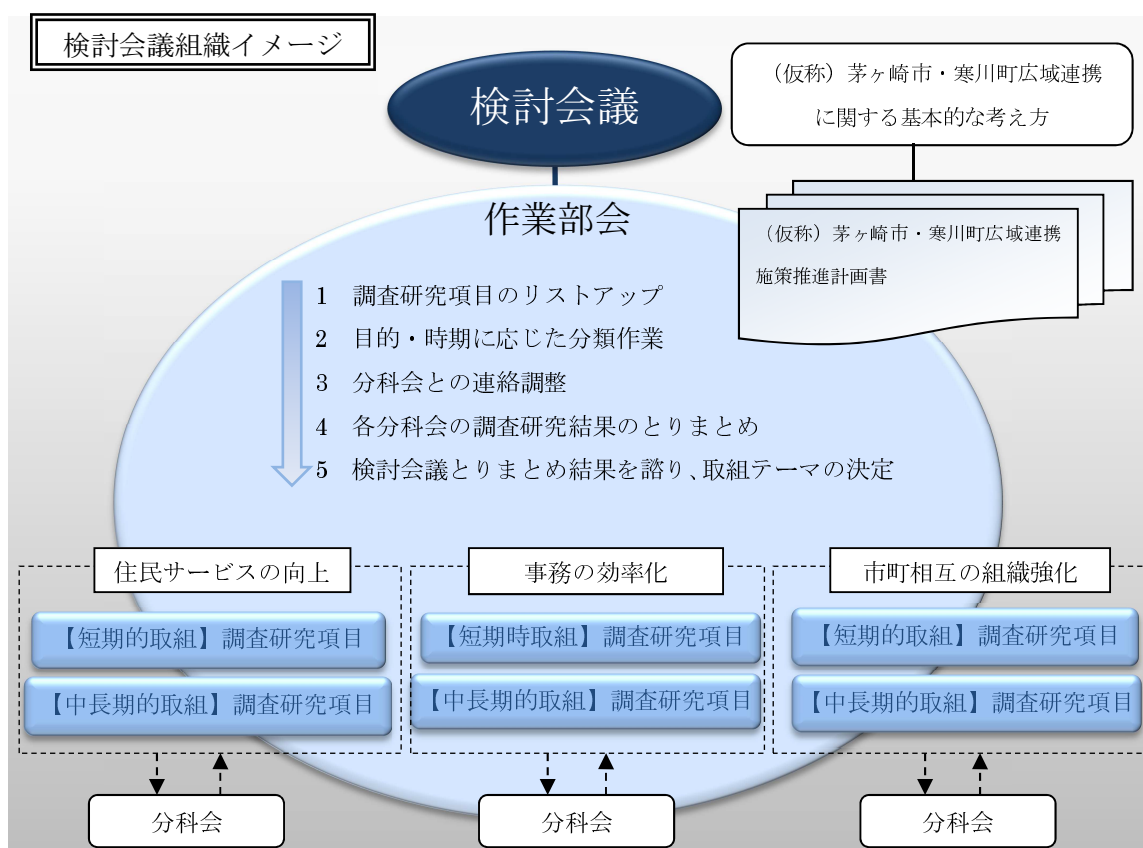
調査研究項目をさらに実現性や緊急性等の視点から達成時期に応じた分類を行います。なお短期的取組は調査研究開始から概ね1～2年、中長期的取組は概ね3～5年での実施を目標としています。



④ 調査研究体制の構築、推進計画書の作成

前述の分類の考え方にに基づき分類された調査研究項目は、茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議（以下「検討会議」という）の下に設置した作業部会において各調査研究項目の課題等の整理を行います。一定の整理が出来た段階で1市1町の各事務担当者（課）で組織する分科会を設置し、達成時期を見据えた調査研究を進めます。作業部会は各分科会の進捗管理をしつつ適宜検討会議に調査研究の進捗の報告をします。

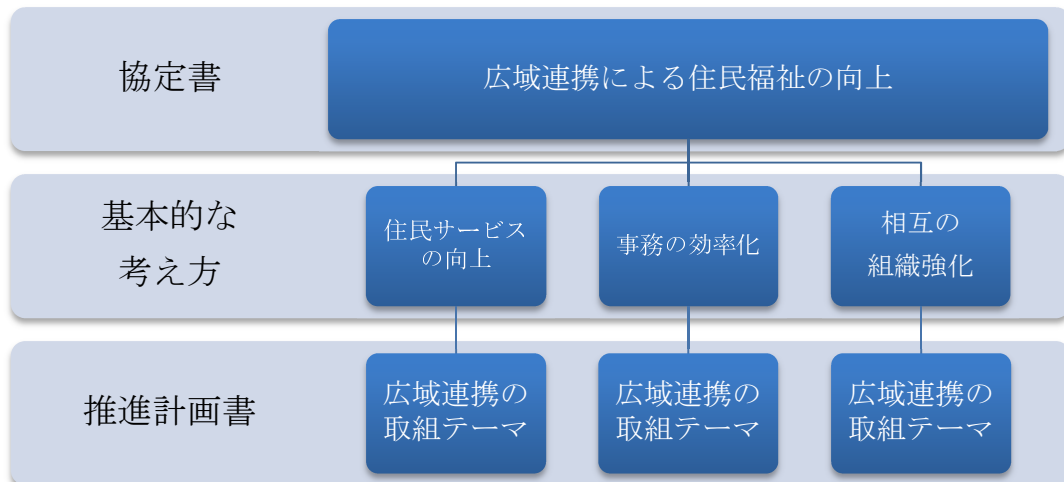
検討会議では、調査研究した結果を踏まえ具体的な取組テーマ（広域連携施策）及びそれぞれの達成目標時期を位置付けた推進計画書を作成します。



※ 分科会自体は、その研究結果の報告をもってその役目を終えますが、具体的な広域連携の事業実施の段階では、この分科会を別の形（例：連絡調整委員会、運営委員会等）に転用して円滑な連携を図ります。

5-2 協定書・基本的考え方・推進計画書の位置づけ

平成元年に締結した広域連携の「協定書」の下にこの協定書に規定する理念を達成するための基本的な考え方を明示し、その実現のための具体的な取組テーマを推進計画書に位置付けます。



5-3 1市1町議会・1市1町住民への情報提供及び意見反映について

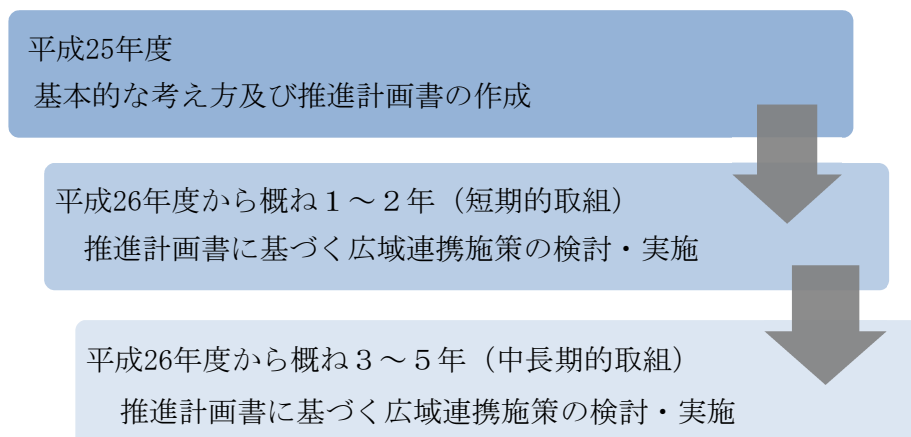
取り組みの状況は、適宜議会へ情報提供したうえで議員からのご意見をいただき、その意見内容を十分に反映します。

また、住民の生活に直結するものについて1市1町の住民の皆様にもご意見をいただき、その意見内容を十分に反映します。

なお、情報提供や意見反映にあたっては、1市1町でその内容やタイミングについて十分に調整してまいります。

5-4 今後のスケジュール

広域連携の取組について、平成25年度に推進計画書を作成し、計画的に取り組んでいきます。



参考 広域連携の判断基準及び手法

神奈川県では、広域連携の調査研究対象について一般的な基準として次のように示されていますが、どの手法を選択するかは、責任分担や負担割合なども含め、各市町が判断するとされています。

(1) 広域連携の対象となりうる事務の判断基準

- ・事務が定型的で裁量の余地が小さい。
- ・規模の拡大によって効率化が可能である。
- ・専門性が高い、一定の規模があることが望ましい。
- ・広域的に実施することが施策目的の達成に有効である。

県が掲げる具体例：行政情報システム、滞納整理をはじめとする税務事務、保健福祉（地域保健センター）、消費生活センター 等

(2) 広域連携の手法

1市1町が事務を共同処理するにあたっては、大きく「①固有型」と「②権限移譲型」の二つの形態があります。

① 1市1町固有の事務にかかる広域連携（固有型）

1市1町固有の事務を処理するにあたり、広域連携の手法を活用し、地域全体で事務の効率化を図ろうとするものです。

1市1町では既にごみ処理や消費生活・多重債務相談の分野で連携しており、また、消防に関しては消防指令業務共同運用の実施に向けた事務手続きを進めているところです。

県内の他の事例では、障害程度区分認定審査、後期高齢者医療事務、行政情報システムなどで活用されています。

I 広域連携の手法

- 協議会（地方自治法 252 条の 2）
- 事務の委託（地方自治法 252 条の 15）
- 機関等の共同設置（地方自治法 252 条の 7）
- 一部事務組合（地方自治法 284 条）
- 広域連合（地方自治法 284 条）

II 効果

- 1市1町で事務を処理することで、地域単位で統一的な行政サービスの提供が可能。
- 地域単位の事務の総量に応じた職員配置を行うことで、それぞれの市町が単独で職員配置を行った場合の総体よりも効率的。

② 県からの権限移譲を活用した広域連携（権限移譲型）

神奈川県事務処理特例制度により任意に移譲される事務を処理するにあたって、広域連携の手法を活用し、移譲事務を効率的に処理しよう

とするものです。

藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町の2市1町が県からパスポートの発給権限の移譲を受けた事例は権限移譲型の例と位置づけられます。

I 広域連携の手法

- 1市1町がいずれも当該権限を有していない場合は、県の権限を事務処理特例条例により両市町がそれぞれ移譲を受けたうえで1市1町が共同処理。
- 両市町のうち、いずれかの市（町）が当該権限を有している場合は、権限を有していないいずれかの市町が、その権限を県から事務処理特例条例で移譲を受け、権限を有している市（町）と連携して共同処理。

II 効果

- 1市1町で事務を処理することで、地域単位で統一的な行政サービスの提供が可能
- 地域単位の事務の総量に応じた職員配置を行うことで、それぞれの市町村がそれぞれ単独で職員配置を行った場合の総体よりも効率的
- 1市1町の権能強化



協 定 書

神奈川県茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と神奈川県高座郡寒川町（以下「乙」という。）は、広域的事務処理について、相互に連携し、住民の福祉の向上に資するため、下記のとおり協定する。

記

第1条 この協定は、広域的な事務事業について、甲乙相互に連携して共通課題を処理し、住民の福祉向上に資することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するため、甲及び乙は、常に情報の収集、交換に努め、共同で処理する必要がある場合は、積極的に対処するものとする。

第3条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

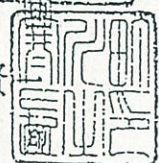
この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上各自1通を保有する。

平成 元年 12 月 6 日

甲 神奈川県茅ヶ崎市長 根本康明



乙 神奈川県高座郡寒川町長 藤沢賢



◆用語の説明◆

用語	説明
基礎自治体	基礎的な地方自治体を意味し、住民にとって最も身近な行政主体である市町村を指します。
一括法	平成 23 年及び平成 25 年に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第 1 次～第 3 次一括法）が公布されました。この一連の改革は、平成 12 年度の地方分権改革以来の大規模な改正となっており、条例制定権の拡大や基礎自治体への権限移譲など地方公共団体の行財政運営にとって大変重要な内容となっています。
権限移譲・条例制定権の拡大	都道府県から市町村への権限移譲は、都道府県が担っている権限を市町村に移譲し、移譲先の市町村で事務処理を行うことができるようにすることです。また、条例制定権の拡大とは、これまで国が施設等の設置基準等を法令で一律に設定していました。しかし、これら基準の一部について地方公共団体が地域の実情に応じてその基準を条例で定めることが可能となることです。その意義としては、市町村への権限移譲や条例制定権が拡大することを通じて、地域での自己決定の度合いが高まり、地域住民の意向を反映した主体的な意思決定や地域の特色を活かした行政運営が可能となることです。住民にとってもより身近な市町村で手続きが可能となることや、市政・町政への参画の機会が増えるなどのメリットがあります。
消防指令業務の共同運用	消防指令業務は、消防組織法により各自治体はその施設を整備し運用することが原則とされてきましたが、平成 17 年 7 月 15 日付消防庁次長通知「消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用の推進について」では、消防指令業務について、複数の消防本部による共同運用により消防力の強化やコスト面において有効であり、その推進に努める旨の通知がされています。
市町村の広域連携の推進に向けた基本的な考え方	神奈川県は「市町村の広域連携の推進に向けた基本的な考え方（平成 23 年 5 月策定）」の中で、「市町村がもつ権限（固有事務）や、大綱により制度的に移譲される権限、さらには条例による事務処理特例制度で任意で移譲される権限を執行するにあたって、単独の市町村で対応するよりも、複数の市町村が共同して取り組んだ方が効率的と判断される事務については、広域連携の手法により対応していくことが有効です。そこで県では、これまでの個別市町村への支援に加えて、広域連携の取組みを積極的に支援するこ

	<p>ととし、市町村の自主的な選択に応じた支援が可能となるよう制度を構築します。特に、財政的支援については、限られた財源の中で「選択と集中」の考えのもとで、広域連携に対する支援へと軸足を移してまいります。」との考え方を示しています。</p>
<p>地方自治法に基づく法定協議会</p>	<p>広域連携の手法の一つとして、地方自治法第 252 条の 2 には「普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。」と規定されています。藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町の 2 市 1 町では、平成 22 年 4 月にこの法律に基づく協議会を設置し、様々な広域的な連携を実施しています。</p>
<p>事務事業評価</p>	<p>総合計画に位置づけられている施策目標を達成するため、総合計画実施計画に位置づけられた全ての実施計画事業について、設定した活動指標に基づき評価を行います。評価結果については、次年度の予算編成や行政改革への取組及び業務計画等に反映させ、効果的・効率的な事務事業の執行をめざすものです。</p>
<p>業務棚卸評価</p>	<p>総合計画体系に位置付けられている全ての事務事業を対象として、事後、事中、事前評価を行い、創意工夫による事務改善や適切な資源配分を行うことにより各課が目指す施策目標の実現を図るものです。</p>
<p>政策提案研修</p>	<p>1 市 1 町の広域連携の取組の一環として職員研修を合同で実施するものです。この研修では特定のテーマ（例 歳入確保策）設定をし、研修受講者がそのテーマに関する調査研究を行い、最終的に具体的な政策提案に結びつけるものです。</p>